

事務連絡
令和2年4月17日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人米国医療機器・IVD 工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人日本薬業貿易協会

御中

厚生労働省医政局経済課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業所等で働く方々の
感染予防、健康管理の強化について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただきありがとうございます。

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、同16日に全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

基本的対処方針では、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者を、緊急事態宣言時にも事業の継続を求められる事業者として定めております。

このたび、継続が求められる事業に従事する方々の感染予防、健康管理の強化に向けて、職場で事業者と労働者が一体となって、適切に取り組んで頂きたい事項を別添の通り取りまとめました。

貴団体におかれましては、内容を御了知の上、傘下事業者等の皆様に対し同様の取組みを進めて頂くよう周知をお願いします。